

京都市上下水道事業告示第26号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成17年10月20日

京都市公営業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 久門設備

(1) 氏名又は名称等

久門設備

久門 嘉幸

(2) 事業所の所在地

京都府亀岡市東別院町小泉塚本6番5

2 K Y設備工業

(1) 氏名又は名称等

K Y設備工業

吉津 和宏

(2) 事業所の所在地

京都市伏見区東浜南町670番地 ペルル伏見桃山II 410

3 株式会社戸田設備工業所

(1) 氏名又は名称等

株式会社戸田設備工業所

代表取締役 西田 元一

(2) 事業所の所在地

大阪府交野市幾野三丁目17番6号

(上下水道局水道部給水課)